

# 事業報告書

第 70 期（平成29年 4 月 1 日から）  
（平成30年 3 月31日まで）

岩手県信用保証協会

# 目 次

1. 業 務 報 告 書 .....	1
2. 収 支 計 算 書 .....	39
3. 貸 借 対 照 表 .....	41
4. 財 産 目 録 .....	42

# 1. 業務報告書 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

## (1) 事業概況

### イ 事業方針

平成29年度は、中期事業計画（平成27年度～29年度）の最終年度に当たり、「岩手県信用保証協会は、積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。」という経営理念の達成のため、「中小企業の“夢”実現のため、最も身近な相談相手に生まれ変わります。」との経営ビジョンを常に意識しつつ、県内中小企業者の支援になくてはならない役割を果たすべく諸施策に取り組むこととした。

また、東日本大震災及び平成28年8月に発生した台風10号災害の現状は、地域及び個々の企業事情によって復旧状況が異なることから、懸命に努力を続ける被災企業に対し引き続き経営者と直に向き合い、それぞれの実情に応じたきめ細かい支援を適時適切に講じることとし、中小企業の経営支援を積極的に行っていくため以下のとおりの目標額を設定し、取り組むこととした。

(イ) 基本財産期中造成目標額	181百万円	(前期比	35.3%)
(ロ) 保証承諾目標額	91,500百万円	(	100.8%)
(ハ) 期末保証債務残高目標額	246,000百万円	(	96.1%)
(ニ) 保証債務平均残高目標額	245,800百万円	(	94.4%)
(ホ) 代位弁済見込み額	3,500百万円	(	155.1%)
(ヘ) 求償権等回収目標額	930百万円	(	78.6%)

### ロ 経済金融情勢

県内経済は、個人消費にやや足踏み感が見られるものの、概ね緩やかな回復傾向にあるが、小規模事業者の倒産だけは高い水準にあり、今後とも十分留意していく必要がある。

民間金融機関の貸出は増加傾向にある中で、貸出約定平均金利は引き続き低い水準で推移している。返済緩和等の条件変更は、前年に比べ減少している。

### ハ 業績

#### (イ) 基本財産

平成18年度から出捐金、負担金の要請を見合わせていることから、基金の造成はなかった。

基本財産は、当期収支差額933,344千円のうち、467,344千円を基本財産に繰入れた結果、期末において次のとおりとなった。

(単位：千円)

区 分	期 首	期 中		期 末
		増 加	減 少	
基 金	9,507,431	-	-	9,507,431
県	5,286,083	-	-	5,286,083
市 町 村	1,468,733	-	-	1,468,733
金 融 機 関 等	2,752,615	-	-	2,752,615
基 金 準 備 金	11,546,208	467,344	-	12,013,552
合 計	21,053,639	467,344	-	21,520,982

## (ロ) 保 証

## a 保証承諾及び保証債務残高

当期の保証承諾は、金融行政方針や金利競争の激化等金融情勢の影響が色濃く、主力である東日本大震災対応に係る保証が減少するなど82,919,182千円となり、前期比91.3%と前期を下回り、目標額に対する達成率も90.6%と下回った。

保証債務残高は、237,528,417千円となり、前期比92.8%と前期を下回り、目標額に対する達成率も96.6%と下回った。

保証債務平均残高は、244,896,993千円となり、前期比94.1%と前期を下回り、目標額に対する達成率は99.6%と下回った。

(単位：千円・%)

区 分 \ 期 別	目 標 額	当 期		達成率	前 期		前 期 比	
		件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額
保 証 承 諾	91,500,000	8,388	82,919,182	90.6	8,722	90,817,475	96.2	91.3
保証債務残高	246,000,000	29,408	237,528,417	96.6	30,866	255,865,762	95.3	92.8
保証債務平均残高	245,800,000	30,091	244,896,993	99.6	31,402	260,266,881	95.8	94.1

## b 保証承諾の内容

## (a) 金融機関群別

金融機関群別では、信用金庫(前期比101.6%)、農業協同組合(同173.3%)が前期を上回ったが、都市銀行(同89.4%)、地方銀行(同93.7%)、第二地銀(同78.4%)、政府系金融機関(同26.3%)は前期を下回った。

## (b) 業種別

業種別では、製造業(前期比93.9%)、農林漁業(同67.7%)、鉱業(同47.3%)、建設業(同95.0%)、卸売業(同97.1%)、小売業(同88.5%)、飲食業(同94.1%)、運送・倉庫業(同84.0%)、サービス業(同93.1%)、不動産業(同75.4%)等全ての業種で前期を下回った。

## (c) 保証種類別

保証種類別では、全承諾額の43.6%を占めている県中小企業東日本大震災復興資

金保証（前期比93.1%）の利用が減少し前期を下回ったことから、県制度（同92.1%）は前期を下回った。

また、一般保証の主要制度である東日本大震災復興緊急保証（同83.7%）、当座貸越根保証（同69.8%）、事業者カードローン当座貸越根保証（同78.9%）は前期を下回り、市町村特別保証（同96.3%）も前期を下回った。

#### （ハ）延滞保証債務残高等

当期の延滞保証債務残高は、1,238,684千円で前期比164.6%と増加し、保証債務残高比は0.5%と前期より0.2ポイント増加した。

所定期限経過債務残高は、58,673千円で前期比56.9%と減少し、保証債務残高比は前期と同じであった。

事故報告残高は、1,285,945千円で前期比59.7%と減少し、保証債務残高比は0.5%と前期より0.3ポイント減少した。

（単位：千円・%）

区 分	当 期			前 期			前 期 比	
	件 数	金 額	保 証 残高比	件 数	金 額	保 証 残高比	件 数	金 額
保 証 債 務 残 高	29,408	237,528,417	-	30,866	255,865,762	-	95.3	92.8
延滞保証債務残高	163	1,238,684	0.5	106	752,388	0.3	153.8	164.6
所定期限経過債務残高	8	58,673	0.0	26	103,084	0.0	30.8	56.9
事 故 報 告 残 高	205	1,285,945	0.5	277	2,154,894	0.8	74.0	59.7
代位弁済被請求残高	26	118,581	0.0	18	314,814	0.1	144.4	37.7

#### （ニ）東日本大震災の被災企業への対応

東日本大震災により被災した企業に対しては、企業訪問によりニーズや実情を把握した上で、状況に応じた新たな資金や条件変更に対応するとともに、必要に応じて経営課題の解決に向けた専門家派遣等の支援メニューによる経営支援を行った。

二重債務問題に係る債権買取については、大きく減少している一方、エグジットの需要が高まってきていることから、債権買取に応じた企業に対しては、金融機関、岩手県産業復興相談センター、(株)東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）と連携して定期的なアフターフォローを実施し、計画の進捗状況等を確認した上で、迅速かつ適正にエグジットファイナンス資金に対応した。

#### （ホ）代位弁済及び求償権等の管理

当期の代位弁済は、2,241,250千円で前期比99.3%となった。求償権等の回収（対債務者）は、707,948千円で前期比61.9%と減少した。

なお、二重債務解消のための債権買取に係る代位弁済は、岩手産業復興機構による債権買取の実績はなく、震災支援機構のみの29,128千円となり、前期比7.4%と大幅に減少した。

また、債権買取に係る代位弁済は、抜本再生に伴う270,369千円を含み全体で299,497千円となり、前期比76.5%と減少した。

求償権等の残高（対債務者）は、42,436,421千円で前期比100.8%となった。

(単位：千円・%)

区 別	期 別	当 期		前 期		前 期 比	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
代 位 弁 済		276	2,241,250	292	2,256,327	94.5	99.3
(うち債権買取に伴うもの)		( 14 )	( 299,497 )	( 27 )	( 391,293 )	( 51.9 )	( 76.5 )
回 収	求 償 権 (対債務者)	58	707,948	99	1,144,409	58.6	61.9
	(うち債権買取に伴うもの)	( 14 )	( 83,750 )	( 30 )	( 84,607 )	( 46.7 )	( 99.0 )
残 高	求 償 権	146	268,753	176	664,491	83.0	40.4
	(対債務者)	( 4,451 )	(42,436,421)	( 4,435 )	(42,086,754)	( 100.4 )	( 100.8 )

## 二 事業の展望

県内経済は、災害復旧関連工事が引続き高水準にあり、有効求人倍率も1倍を上回るなど概ね緩やかな回復傾向にある。

県内中小企業の収益状況は、経済環境が回復傾向にあることから企業倒産の件数、負債総額とも前年を下回って推移している中で、小規模事業者の倒産は高水準にあるなど今後とも推移に留意する必要がある。

一方、平成29年6月に成立した信用保証協会法などの改正法が平成30年4月から施行されることを踏まえ、当協会に求められる役割が一層大きくなることを強く認識しながら業務を運営していくこととし、次のとおり平成30年度の目標額を設定した。

(イ) 基本財産期中造成目標額	215 百万円 (前期比 46.0%)
(ロ) 保証承諾目標額	83,000 百万円 ( 〃 100.1%)
(ハ) 期末保証債務残高目標額	226,000 百万円 ( 〃 95.1%)
(ニ) 保証債務平均残高目標額	230,000 百万円 ( 〃 93.9%)
(ホ) 代位弁済見込み額	3,300 百万円 ( 〃 147.2%)
(ヘ) 求償権等回収目標額	810 百万円 ( 〃 109.1%)

## (2) 庶務事項

年 月 日	記 事
29. 4. 1	平成29年度第1回理事会 常務理事の互選について 他1件
29. 4. 1	理事の就任 (29.4.5 付変更登記) 理事 木村 稔
29. 5. 1	理事の就任 (28.5.2 付変更登記) 理事 杉村 孝
29. 5. 17	平成28年度決算監査会 監事 秋山 信愛、同 姉帯 幸子、同 大信田 拓実の決算監査
29. 5. 25	平成29年度第2回理事会 平成28年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の承認について 会長の互選について 他2件
29. 5. 31	理事の退任 (29.6.1 付変更登記) 理事 宮 一夫
29. 6. 1	資産の総額の変更登記 (29.6.1 付変更登記) (資産の総額 27,505,810,262円)
29. 6. 30	理事の退任 (29.7.12 付変更登記) 理事 民部田 幾夫、佐藤 安紀
29. 7. 1	理事の就任 (29.7.12 付変更登記) 理事 山本 賢一、柴田 克洋
29. 7. 3	第1回外部評価委員会
29. 8. 21	業務方法書の一部変更認可 保証の金額の最高限度に関する事項、業務の執行及び会計に関する事項
29. 9. 28	信用保証協会法第35条第1項主務省報告 保証料誤徴収等報告
29. 10. 19	一関支所旧事務所に係る建物賃貸借契約継続請求調停事件 申立人 有限会社あべちう、相手方 岩手県信用保証協会
29. 11. 27	平成29年度第3回理事会 給与規程の一部を改正する規定について 他2件
29. 12. 4	第2回外部評価委員会
30. 1. 11	平成29年度第4回理事会 定款の一部変更について
30. 1. 25	業務方法書の一部変更認可 保証の金額の最高限度に関する事項 協会と銀行その他の金融機関との連携に関する事項 信用保証協会法第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の 改善発達に係る助言その他の支援に関する事項
30. 1. 25	一関支所旧事務所に係る賃料請求事件 原告 有限会社あべちう、被告 岩手県信用保証協会
30. 3. 5	従たる事務所移転 (一関支所) (30.3.5 付変更登記)
30. 3. 8	定款の一部変更認可 (30.3.22 付変更登記) 業務の変更に関する事項
30. 3. 28	平成29年度第5回理事会 中期事業計画 (平成30年度～32年度) について 平成30年度経営計画について 専務理事の互選について 他4件
30. 3. 31	理事の退任 (30.4.4 付変更登記) 理事 菊池 哲

### (3) 役 職 員

#### イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
14 (11)	3 (2)	59	76 (13)

(注) 当期末における役職員について記載した。

( ) 内は非常勤の理事、監事数を表す。

#### ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	杉 村 孝	平成29年5月1日 〃 29年6月1日	常 勤 (理事) 〃 (会長)
常 務 理 事	木 村 稔	〃 29年4月1日	〃
〃	高 橋 克 彦	〃 28年4月1日	〃
理 事	菊 池 哲	〃 28年4月1日	非常勤 岩手県商工労働観光部部長
〃	谷 藤 裕 明	〃 15年10月31日	〃 岩手県市長会会長
〃	山 本 賢 一	〃 29年7月1日	〃 岩手県町村会会長
〃	田 口 幸 雄	〃 26年6月20日	〃 岩手銀行頭取
〃	村 上 尚 登	〃 26年6月20日	〃 東北銀行頭取
〃	柴 田 克 洋	〃 29年7月1日	〃 北日本銀行頭取
〃	佐 藤 利 久	〃 22年8月1日	〃 岩手県信用金庫協会会長
〃	山 本 雅 之	〃 28年4月1日	〃 商工組合中央金庫盛岡支店支店長
〃	谷 村 邦 久	〃 25年11月20日	〃 岩手県商工会議所連合会会長
〃	高 橋 富 一	〃 27年7月1日	〃 岩手県商工会連合会会長
〃	谷 村 久 興	〃 25年8月1日	〃 岩手県中小企業団体中央会会長
監 事	大信田 拓 実	〃 28年4月1日	常 勤
〃	秋 山 信 愛	〃 17年4月1日	非常勤 秋山会計事務所 (公認会計士)
〃	姉 帯 幸 子	〃 21年5月1日	〃 ゆい法律事務所 (弁護士)

(注) 当期末における役職員について記載した。

なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日が異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分等を記載した。

#### (4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
岩手県信用保証協会	昭和23年12月1日	岩手県盛岡市長田町6番2号	床面積 2,085.84㎡ 自 己 所 有
同 釜石支所	〃 32年8月26日	〃 釜石市上中島町1丁目3番11号	床面積 163.65㎡ 賃 借
同 一関支所	〃 34年3月5日	〃 一関市大町7番14号	床面積 172.24㎡ 賃 借
同 宮古支所	〃 34年3月5日	〃 宮古市西町二丁目2番3号	床面積 188.49㎡ 賃 借
同 大船渡支所	〃 38年6月29日	〃 大船渡市盛町字宇津野沢8番地5	床面積 204.54㎡ 賃 借
同 二戸支所	〃 41年8月5日	〃 二戸市福岡字八幡下59番地6	床面積 134.20㎡ 賃 借
同 奥州支所	〃 43年8月20日	〃 奥州市水沢東大通り1丁目2番3号	床面積 152.00㎡ 賃 借

(注) 当期末における本所、支所別に記載した。  
 なお、備考欄には、不動産の所有関係等を記載した。

#### (5) 基本財産

##### イ 基本財産

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金	9,507,431	0	0	9,507,431
基金準備金	11,546,208	467,344	0	12,013,552
計	21,053,639	467,344	0	21,520,982

(注) 基金準備金の当期中増加額欄の( )は、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載した。

口 出えん金（累 計）

（単位：千円）

出えん者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体				
都 道 府 県		7,299,083	0	7,299,083
市 町 村		1,468,733	0	1,468,733
計		8,767,816	0	8,767,816
金 融 機 関				
都 市 銀 行		1,329	0	1,329
地 方 銀 行		16,162	0	16,162
第二地方銀行協会加盟行		6,016	0	6,016
信 託 銀 行		-	0	-
長 期 信 用 銀 行		-	0	-
信 用 金 庫		3,637	0	3,637
信 用 協 同 組 合		89	0	89
農 業 協 同 組 合		-	0	-
商 工 組 合 中 央 金 庫		1,638	0	1,638
日 本 政 策 金 融 公 庫		-	0	-
農 林 中 央 金 庫		-	0	-
生 命 保 険 会 社		-	0	-
損 害 保 険 会 社		-	0	-
そ の 他 の 金 融 機 関		-	0	-
計		28,871	0	28,871
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		653	0	653
合 計		8,797,340	0	8,797,340

（注）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載した。

※上記出えん金（累計）には、過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額2,013,000千円を含む。

ハ 金融機関等負担金（累 計）

（単位：千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		67,081	0	67,081
地 方 銀 行		1,572,609	0	1,572,609
第二地方銀行協会加盟行		542,664	0	542,664
信 託 銀 行		956	0	956
長 期 信 用 銀 行		-	0	-
信 用 金 庫		426,740	0	426,740
信 用 協 同 組 合		27,767	0	27,767
農 業 協 同 組 合		330	0	330
商工組合中央金庫		71,713	0	71,713
日 本 政 策 金 融 公 庫		-	0	-
農 林 中 央 金 庫		248	0	248
生 命 保 険 会 社		429	0	429
損 害 保 険 会 社		3,798	0	3,798
労 働 金 庫		100	0	100
漁 業 協 同 組 合		200	0	200
計		2,714,635	0	2,714,635
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		8,456	0	8,456
合 計		2,723,091	0	2,723,091

（注）業者・業者団体の中には（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出(8,456千円)が含まれている。  
信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載した。

## (6) 業務内容

### イ 保証の種類

種類(制度名)		対象	資金使途	保証限度額 (千円)
普通保証		県内において事業を営む中小企業者 (以下「県内の中小企業者」という。)	運転又は 設備資金	無担保 80,000 200,000 組合 400,000
長期 資金 保証	長期安定保証	県内の中小企業者で、3年以上引き続き同一事業を 営み、経営を安定させるために長期資金の導入を必 要とする者	運転資金	200,000
	長期経営資金保証 (やくしん)	県内の中小企業者で、適法に同一事業を3年以上継 続し、原則として同一場所において事業を営み、か つ一定の要件を具備した個人又は会社	運転又は 設備資金	30,000以上 200,000
季節資金保証	中元資金	県内の中小企業者で、中元の運転資金を必要とする者	運転資金	20,000
	年末資金	県内の中小企業者で、年末の運転資金を必要とする者		
根 保 証	根保証	県内の中小企業者で、予め一定の極度額、期間を定 め、その範囲内において反復継続して運転資金を必 要とする者	運転資金	200,000 組合 400,000
	当座貸越根保証	県内の中小企業者で、一定要件を具備し、反復継続 的に安定的な事業資金を必要とする者	運転又は 設備資金	1,000以上 280,000
	事業者カードローン 当座貸越根保証	県内の中小企業者で、一定要件を具備し、反復継続 的に安定的な小口の事業資金を必要とする者	運転又は 設備資金	1,000以上 20,000
	小規模事業者向け カードローン当座貸越 根保証「スモール」	県内の小規模事業者で、一定要件を具備し、反復継 続的に安定的な事業資金を必要とする者	事業資金	500以上 3,000
小口零細企業保証		県内の小規模事業者で、従業員20人(商業・サービ ス業5人、宿泊業・娯楽業は20人)以下の者	運転又は 設備資金	12,500
風俗営業飲食業保証		県内の中小企業者で、風俗等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第3条第1項及び同法第10条第2 の規定に基づく認定を受け一定の要件を満たす者	運転又は 設備資金	20,000
事業再生保証		民事再生・会社更生の申立てから認可計画の確定後 3年経過するまでの間にある再生中小企業者	運転又は 設備資金	200,000
事業再生円滑化関連保証		事業再生を行う中小企業者で、金融機関の支援が得 られて、事業の再建に合理的な見通しが認められる 者	運転又は 設備資金	200,000 無担保 80,000 (特別小口 12,500) (特別小口以外は、保 証割合80%)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 5年以内 設備 15年以内 (据置、設備 2年以内)	1.90～0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	経営安定関連 0.90～0.80	有り (1)						
10年以内 (据置2年以内)	1.90～0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	経営安定関連 0.90～0.80	有り (1)						
運転 5年以上 設備 5年以上 (据置6ヶ月以内)	1.90～0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
1年以内	1.80～0.35	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：原則不要					
2年以内	1.90～0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	手形割引は 1.62～0.39	有り (1)						
1年間又は 2年間	1.62～0.39	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：5千万円以上					
1年間又は 2年間	1.62～0.39	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：原則不要					
1年間又は 2年間	1.62～0.39	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：原則不要					
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	1.90～0.50 経営安定関連・特小 0.90	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要					
10年以内 (据置1年以内)	1.90～0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
10年以内	2.20	有り (1)	各制度による		連合会			
3年以内	1.76 特小 0.54	なし	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					

種類（制度名）		対象	資金使途	保証限度額 （千円）
再挑戦支援関連保証		過去に事業で失敗した経営者で、一定の要件を満たす者	運転又は設備資金	10,000 ただし、創業関連保証、支援創業関連保証、創業等関連保証と合算して30,000千円以内かつ他の無担保保険と合算して80,000千円以内
中小企業特定社債保証		①県内の中小企業者で、純資産額が5億円以上で、一定の要件を具備した者 ②純資産額が3億円以上5億円未満で、一定の要件を具備した者 ③純資産額が5千万円以上3億円未満で、一定の要件を具備した者 上記①～③のいずれかの要件を具備する者	運転又は設備資金	450,000 （保証割合80%）
流動資産 担保融資保証	個別保証	県内の中小企業者で、流動資産（棚卸資産・売掛債権）を譲渡担保として事業資金を調達しようとする者	事業資金	200,000 （保証割合80%）
	根保証			
海外投資関係保証		県内の中小企業者で、海外での直接事業又は合併事業について海外投資の円滑化のための資金を必要とする者	運転又は設備資金	200,000 組 合 400,000
新事業開拓関係保証		県内の中小企業者で、新たな事業を行うための資金を必要とする者	運転又は設備資金	200,000 組 合 400,000
エネルギー対策保証		県内の中小企業者で、エネルギーの使用の合理化に資する設備又は石油代替エネルギーを使用する施設の設備のための資金を必要とする者	設備資金	個人・法人 200,000 組 合 400,000
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）		中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定（セーフティネット保証に係る認定書）を有する者	運転又は設備資金	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 6号認定の場合 300,000 組 合 無担保 80,000 400,000
労働力確保関連保証		雇用管理の改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施する者	運転又は設備資金	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.90	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要		連合会 (産業競争 力強化法 によもの を除く。)			
運転 7年以内 設備 7年以内	1.90 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：法人は代表者 担保：2億円以上					
1年以内	0.68	なし	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：流動資産を譲渡担保 として必要 ただし、個別保証は、売掛債 権のみを譲渡担保とする					
1年間								
運転 5年以内 設備 10年以内 (据置、設備2年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 5年以内 設備 10年以内 (据置、設備2年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
10年以内 (据置2年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.90 ~ 0.80 特小 0.54 特小(NPO法人) 0.44	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要		連合会			
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					

種 類 (制度名)	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
中小小売商業関連保証	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等の整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するための事業資金を必要とする者。中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施する者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 公益法人 無担保 80,000 200,000
伝統的工芸品関連保証	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施する者	運転又は 設備資金	公益法人 無担保 80,000 200,000
地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施された行事に関連して行われるもの内経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000
流通業務総合効率化関連保証	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000
小規模事業者支援関連保証	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連携事業を実施する者	運転又は 設備資金	公益法人 無担保 80,000 200,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54 特小(NPO法人) 0.44	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					

種 類 (制度名)	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
中心市街地商業等 活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者並びに都市型新事業の用に供する施設を整備する事業(特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。)を実施する中小企業者、特定会社及び公益法人	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 (特別小口 12,500) 400,000 公益法人 無担保 80,000 組 合 200,000
中心市街地商業等 活性化支援関連保証	特定会社及び公益法人であって、認定を受けた特定事業計画又は中小小売商業高度化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業(当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)を実施する者	運転又は 設備資金	特定会社・公益法人 無担保 160,000 400,000
創業等関連保証	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画又は二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有する者及び会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有する者並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者	運転又は 設備資金	15,000 ただし、創業関連保証、支援創業関連保証、再挑戦支援と合算して30,000千円以内かつ他の無担保保険と合算して80,000千円以内
特定新技術事業活動関連保証	中小企業等経営強化法に規定する中小企業者で、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う者	運転又は 設備資金	300,000 うち無担保 70,000 (うち無担保・無保証人 20,000) 組 合 600,000 うち無担保 70,000 (うち無担保・無保証人 20,000)
特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる外国関係法人	事業資金	200,000
経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に規定する中小企業者で、承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 新事業開拓保険が成立している場合 個人・法人 300,000 組合 600,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.90	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要		連合会			
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.90 無担保・無保 証人 1.30	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
1年以内	1.90 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者					
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						

種 類 (制度名)		対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
異分野連携新事業分野 開 拓 関 連 保 証		中小企業等経営強化法に規定する中小企業者で、認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 流動資産担保保険 200,000 新事業開拓保険が成立 している場合 個人・法人 400,000 組合 600,000
創 業 関 連 保 証		創業を行おうとする個人並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない中小企業者	運転又は 設備資金	10,000 (支援創業関連保証は 15,000千円) ただし、創業等関連保証、支援創業関連保証、再挑戦支援と合算して30,000千円以内かつ他の無担保保険と合算して80,000千円以内
中 小 企 業 経 営 資 源 活 用 関 連 保 証		認定を受けた経営資源活用新事業計画に従って現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等の新たな事業の開拓を行う中小企業者(特別措置法第27条の規定によりみなされた者を含む。)	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 新事業開拓保険が成立 している場合 個人・法人 300,000 組合 600,000
下 保 証 振 興 制 度 関 連	個 別 保 証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請け事業者たる中小企業者 ・流動資産担保保険を使用する	事業資金	保証限度額 200,000 (保証割合 80%)
	根 保 証			
特定研究開発等関連保証		認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 新事業開拓保険が成立 している場合 個人・法人 300,000 組合 600,000
地域産業集積関連保証		都道府県知事の承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う者。又は、都道府県知事の承認を受けた事業高度化を行う者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率		担保又は保証人の 徴求	備考				
	(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
	特小 0.54							
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.90	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要		連合会 (産業競争 力強化法 によるも ののみ)			
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
	特小 0.54							
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
1年以内	0.56	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：流動資産を譲渡担保 として必要					
1年間								
運転 10年以内 設備 15年以内 (据置1年以内)	0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要					
	特小 0.54							
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
運転 7年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	特小 0.54							

種 類 (制度名)	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)
地域経済牽引事業関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく、都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って、促進区域において地域経済牽引事業を行う中小企業者	承認を受けた地域経済牽引事業に関する計画に従って地域経済牽引事業のための措置を行うために必要な資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000
地域経済牽引支援関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく、主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって、当該事業を実施する者	法に基づく承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業のための措置を行うために必要な資金	無担保 80,000 200,000
地域産業資源活用事業関連保証	地域産業資源活用事業計画を主務大臣から認定を受け、認定計画に従い地域産業資源活用事業を実施する者	運転又は設備資金	無担保 80,000 200,000 (特別小口 12,500) 新事業開拓保険 400,000 流動資産担保保険 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000 (特別小口 12,500) 新事業開拓保険 600,000 流動資産担保保険 200,000
中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	「破綻金融機関等」との金融取引に支障が生じていると県知事が認定した適正かつ健全に事業を営む資本金5億円未満の企業で「中小企業」に該当しない者	運転又は設備資金	無担保 100,000 500,000
借 換 保 証	緊急保証の借換 ①保証時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有すること	緊急保証に係る既往借入金の返済資金、事業計画に当該返済資金以外の事業資金	無担保 80,000 200,000 6号認定の場合 300,000 組 合 無担保 80,000 400,000
	上記以外については、利用する各制度の要綱の定めるところによる。		
	一般保証、経営安定関連保証又は中小企業金融安定化特別保証（特別保証）の借換 ①保証時点において、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く。）又は特別保証に係る既往借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有すること	保証付き既往借入金の返済資金ほか事業計画に応じて当該返済資金以外の事業資金	無担保 80,000 200,000 6号認定の場合 300,000 組 合 無担保 80,000 400,000
	条件変更改善型借換保証による借換え 既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、経営改善の意欲があり、自ら事業計画を策定して借換えによる金融の正常化を図る者（認定支援機関による支援要）	保証付き既往借入金の返済資金ほか事業計画に当該返済資金以外の事業資金	無担保 80,000 200,000 組 合 無担保 80,000 400,000
上記以外については、利用する各制度の要綱の定めるところによる。			

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 7年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：80,000千円超は、原則として担保を徴求する					
運転 7年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：80,000千円超は、原則として担保を徴求する					
運転 7年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
	流動資産担保 0.56	有り (1)						
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	無担保 0.65 有担保 0.75	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
原則として 10年以内 (据置1年以内)	経営安定関連 0.90～0.80 特小 0.54	有り (1)	原則として本制度の利用により返済する緊急保証に係る既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの、返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合に当たっては、通常の借入れに対する保証と同様					
原則として 10年以内 (据置1年以内)	経営安定関連 0.90～0.80 特小 0.54	有り (1)	原則として本制度の利用により返済する保証付き保証に係る既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの、返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合に当たっては通常の借入れに対する保証と同様					
原則として 15年以内 (据置1年以内。ただし、保証付きの既往借入金の返済資金以外の事業資金を含む場合は、据置2年以内)	0.90～0.80	有り (1)	原則として本制度の利用により返済する保証付き保証に係る既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならないもの、返済資金以外の事業資金を含めて保証を行う場合に当たっては通常の借入れに対する保証と同様					

種 類 (制度名)	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
農商工等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施する者	運転又は 設備資金	個人・法人 無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 新事業開拓保険 400,000 流動資産担保保険 200,000 組 合 無担保 80,000 (特別小口 12,500) 400,000 新事業開拓保険 600,000 流動資産担保保険 200,000
農商工等連携支援関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定農商工等関連事業計画に従って農商工等連携事業を実施する者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 200,000
一括支払契約保証	売掛金債権を金融機関に譲渡できる者	運転資金	1,000,000 (保証割合70%以下)
経営承継関連保証	経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続を望んでいる者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000
予 約 保 証	同一事業の業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が1年以上であって、一定の要件を具備した者	運転又は 設備資金	借入限度 20,000 小口零細企業保証 制度の場合 5,000
中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた承継事業者の者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 (特別小口 12,500) 400,000
商店街活性化事業関連保証	地域商店街活性化法に基づき、経済産業大臣による商店街活性化事業計画の認定を受けた者	運転又は 設備資金	無担保 80,000 (特別小口 12,500) 200,000 組 合 無担保 80,000 (特別小口 12,500) 400,000
商店街活性化支援関連保証	地域商店街活性化法に基づき、経済産業大臣による商店街活性化支援計画の認定を受けた、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者とみなされる法人	運転又は 設備資金	無担保 80,000 200,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備 考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.80 (特小 0.54)	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：8千万円超は原則 必要					
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)						
	流動資産担保 0.85	有り (1)						
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 1年以内 根保証に限る	2.20～0.50	有り (2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者					
運転 10年以内 設備 15年以内	1.90～0.45 特小 0.90	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 5年以内 設備 5年以内 小口零細企業保証 制度の設備資金の 場合は 7年以内	1.90～0.45 小口零細企業 保証制度 1.90～0.50	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内	1.90～0.45 特小 0.90	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					
運転 10年以内 設備 10年以内	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて					

種類（制度名）	対象	資金使途	保証限度額 （千円）
災害関係保証	次の①及び②の要件を備える被災中小企業者 ①激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域（被災地域）内に事業を有する者 ②激甚災害を受けた者	運転又は設備資金	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 組合 無担保 80,000 400,000
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により、経営に支障を来たしている次の中小企業者 ・特定被災区域内で直接又は間接被害を受けた者 ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた者 ・特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた者	事業資金	無担保 80,000 200,000 （特別小口 12,500）
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者	事業資金	無担保 80,000 200,000
事業再生計画実施関連保証	一定の要件を満たす事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者	事業資金 （事業再生計画実施に必要な資金に限る）	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 組合 無担保 80,000 400,000
経営者保証ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた一定の要件を満たす中小企業者	運転又は設備資金	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 組合 無担保 80,000 400,000
経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた同法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する者	経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金	無担保 80,000 （特別小口 12,500） 200,000 組合等 無担保 80,000 （特別小口 12,500） 400,000 新事業開拓保険が成立している場合 個人・法人 300,000 組合等 600,000 海外投資関係保険が成立している場合 個人・法人 300,000 組合等 600,000

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内 (据置3年以内)	0.70 特小 0.48	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて 特小は保証人・担保不要		連合会			
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置1年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて		連合会			
運転 5年以内 設備 7年以内 (借換の場合 10年以内) (据置1年以内)	1.75～0.45 責任共有対象外 2.00～0.50	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて		連合会 (責任共有 対象外の 同額借換 のみ)			
15年以内 (据置1年以内)	0.80 責任共有対象外 1.00%	無し	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて		連合会 (責任共有 対象外の 同額借換 のみ)			
運転 3年以内 設備 5年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45～1.90	有り (1)、(2)	保証人：不要 担保：原則不要					
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	0.80 特小 0.54	有り (1)	保証人：原則として法人 代表者以外の連帯保証人 は不要 担保：80,000千円を超える 場合は、原則として有担保					
	新事業開拓保険 無担保 1.15 有担保 1.05	有り (1)、(2)	保証人：原則として法人 代表者以外の連帯保証人 は不要 担保：80,000千円を超える 場合は、原則として有担保					
	海外投資関係保険 無担保 1.15 有担保 1.05		保証人：原則として法人 代表者以外の連帯保証人 は不要 担保：80,000千円を超える 場合は、原則として有担保					

種類（制度名）		対象	資金使途	保証限度額 （千円）
商工観光振興資金保証		県内に事業所を有する中小企業者	運転又は 設備資金	運転資金 50,000 設備資金 100,000
中小企業経営安定資金保証		県内の中小企業者で、最近の売上が減少していること等により経営の安定に支障を来たすおそれのある者	運転資金	80,000 経営安定関連は別枠 80,000
		県内の中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を実施する者	運転又は 設備資金	80,000
		県内の中小企業者で、事業再生支援機関の支援を受けつつ、事業再生を行う者		80,000 他経営安定資金との 併用の場合 合計 160,000
小規模事業者振興資金保証	普通小口保証	県内に事業所を有する中小企業者	運転又は 設備資金	12,500
	小規模小口資金保証	県内に事業所を有する従業員20人(商業、サービス業は5人、宿泊業、娯楽業は20人)以下の会社又は個人	運転又は 設備資金	12,500
	特別小口保証	県内において1年以上継続して同一事業を営んでいる従業員20人(商業、サービス業は5人、宿泊業、娯楽業は20人)以下の会社又は個人で、所得税(法人にあっては法人税)、事業税、県民税、市町村民税(所得割)のいずれかの完納者	運転又は 設備資金	12,500
中小企業成長応援資金保証		雇用の増加及び事業の拡大、並びに新分野への進出を図ろうとする意欲的な県内の中小企業	運転又は 設備資金	30,000
いわて 育成資金 起業家 保証	育成資金保証	県内で新たに事業を開始しようとする者(創業して5年未満の者を含む。)で、一定の要件を具備している者	運転又は 設備資金	運転資金 20,000 設備資金 40,000
	創業資金保証	県内で新たに事業を開始しようとする者(産業活力再生特別措置法に規定する創業者であって、一定の要件を具備している者)		20,000 IT関連 30,000 (創業関連特例 10,000) (無担保 10,000) (IT関連は無担保 20,000)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 15年以内 (据置、設備2年以内、 運転1年以内)	1.50 ~ 0.45 経営安定関連 0.70 ~ 0.60	有り (1)、(2)、(4) (5)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
一般対策、原油高対 策及び災害対策 運転 15年以内 (据置3年以内)	1.50 ~ 0.45 経営安定関連 0.70 ~ 0.60	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
経営力強化対策 運転 5年以内 設備 7年以内 (借換の場合10年以内) (据置1年以内)	1.35 ~ 0.45 責任共有対象外 1.60 ~ 0.50	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
経営改善サポート 15年以内 (据置1年以内)	0.60 責任共有対象外 0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	1.50 ~ 0.45	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要					
	1.50 ~ 0.45 経営安定関連 0.70	有り (1)、(3)						
	0.70 NPO法人 0.60	有り (1)	担保・保証人不要					
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.50 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：原則不要(不動産 取得資金の場合は融対物 件を徴求)		県			
	経営安定関連 0.70 ~ 0.60	有り (1)						
	経営革新関連 0.60	有り (1)						
運転 10年以内 設備 15年以内 (据置、設備2年以内、 運転1年以内)	1.50 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内)	1.50 ~ 0.45 10,000以内 0.7%	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要					

種 類 (制度名)	対 象	資金使途	保 証 限 度 額 (千円)
中小企業災害復旧資金保証	災害救助法の適用を受けた県内の市町村区域において、事務所が罹災した中小企業者で、市町村長又は消防事務を行う一部事務組合の管理者が発行する罹災証明書及びその内容について市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の確認を受けた者	運転又は 設備資金	10,000
中小企業東日本大震災復興資金保証	東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たし、事業所等が罹災又は経営の安定に支障が生じている中小企業者	運転又は 設備資金	80,000
企業立地促進資金保証	誘致企業が工場等を新設又は増設する場合、又は既存企業が工場適地等の区域に工場等を新設又は増設するための資金を必要としている者	設備資金	280,000
ひとにやさしいまちづくり 推進資金保証	ひとにやさしいまちづくり条例に基づいた民間の公共的施設を所有又は管理する者	設備資金	500以上 15,000 特例 50,000
再生可能エネルギー発電 施設等立地促進資金保証	県内に事業所を有する中小企業者で、県内に太陽光発電施設又は風力発電施設を導入する事業者	運転又は 設備資金 エネルギー 対策は 設備のみ	再生可能エネルギー 発電施設導入 480,000 エネルギー対策 200,000
	「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業実施要領第5に基づく認定を受けている事業者で、県内にエネルギーの使用の合理化に資する施設を導入する事業者	設備資金	省エネルギー設備 導入 50,000
	岩手県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金交付要綱第3に掲げる者で、交付要綱第4に基づく岩手県民間施設再生可能エネルギー等設備整備計画書において必要と認められた事業を実施する事業者	運転又は 設備資金 エネルギー 対策は 設備のみ	民間施設再生可能エ ネルギー等導入推進 480,000 エネルギー対策 200,000
市町村中小企業振興資金保証	各市町村に事業所を有する中小企業者	運転又は 設備資金	小 口 12,500 中 口 37,500 経営安定 25,000 開 業 12,500

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。

また割引内容については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間 (据置期間)	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は保証人 の徴求	備考				
				借入金	損失補償	補給金		その他
						保証料	保険料	
運転 10年以内 設備 10年以内 (据置3年以内)	1.50 ~ 0.45 経営安定関連 0.70 ~ 0.60	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：不要		県	県		
運転 15年以内 設備 15年以内 (据置3年以内)	0.80	有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定		連合会 県	県		
15年以内 (据置3年以内)	1.50 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
15年以内 (据置1年以内)	1.50 ~ 0.45	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置2年以内)	1.70 ~ 0.45 経営安定関連 0.80 ~ 0.70 エネルギー対策 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
15年以内 (据置2年以内)	1.70 ~ 0.45 経営安定関連 0.80 ~ 0.70 エネルギー対策 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置2年以内)	1.70 ~ 0.45 経営安定関連 0.80 ~ 0.70 エネルギー対策 1.05	有り (1)、(2)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：金融機関所定					
運転 7年以内 設備 10年以内	1.70 ~ 0.45 特小 0.90 特小(NPO法人) 0.80 経営安定関連 0.90 ~ 0.80	有り (1)、(2) 有り (1)	保証人：個人は原則不要、 法人は代表者 担保：必要に応じて (特小、小口は不要)			市町村		

□ 保証料率等

(単位：年率%)

区 分	料 率	特 別		平 均	備 考
		最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% ただし、以下の定性要因により割引いた料率を適用。 (1)「中小企業の会計に関する基本要領」に準じて税理士等が決算書類を作成したことを確認できる場合は、0.10%を割引いた料率を適用。会計参与を設置している場合は、0.10%を割引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割引いた料率を適用。 (3)商工会議所等又は岩手県中小企業団体中央会から推薦を受けた場合は、0.05%を割引いた料率を適用。 (4)「いわて子育てにやさしい企業」認証制度要綱に基づき認定を受けた場合は、0.05%を割引いた料率を適用。 (5)「いわて希望ファンド」の助成を受けた場合は、0.05%を割引いた料率を適用。	2.2	0.2	0.92	
調 査 料	—	—	—	—	
延 滞 保 証 料	3.65	3.65	3.65	—	
損 害 金	14.0	14.0	14.0	—	

(注) 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	8,417	83,508
保 証 申 込 取 消	30	614
保 証 承 諾	8,388	82,919
保 証 後 取 消	60	855
償 還	9,520	99,203
保 証 債 務	29,408 (△ 1,458)	237,528 (△ 18,337)
所 定 期 限 経 過 債 務	8 (△ 18)	59 (△ 44)
代 位 弁 済	276	2,241
回 収	7	154
求 償 権 償 却	299	2,483
求 償 権	146 (△ 30)	269 (△ 396)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残額との比較増減を( )内に記載した。

□ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	34	983
地 方 銀 行	4,389	46,728
第 二 地 方 銀 行	1,203	15,806
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	2,724	18,923
信 用 協 同 組 合	2	58
農 業 協 同 組 合	23	172
商 工 組 合 中 央 金 庫	13	250
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	8,388	82,919

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含めて記載した。

(ロ) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	1,230	1,054
100万円超 200万円以下	1,088	1,946
200万円超 300万円以下	1,387	4,004
300万円超 500万円以下	1,291	5,920
500万円超 1,000万円以下	1,477	12,619
1,000万円超 1,500万円以下	473	6,233
1,500万円超 2,000万円以下	475	9,114
2,000万円超 3,000万円以下	405	10,803
3,000万円超 5,000万円以下	318	13,216
5,000万円超 6,000万円以下	56	3,206
6,000万円超 7,000万円以下	46	3,078
7,000万円超 8,000万円以下	125	9,874
8,000万円超 1億円以下	8	740
1億円超 2億円以下	9	1,112
2億円超 3億円以下	0	0
3億円超 4億円以下	0	0
4億円超 5億円以下	0	0
5億円超	0	0
計	8,388	82,919

## (ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3ヶ月以内	355	3,235
3ヶ月超 6ヶ月以内	651	6,726
6ヶ月超 1年以内	1,001	13,038
1年超 2年以内	2,396	9,937
2年超 3年以内	388	1,128
3年超 4年以内	142	601
4年超 5年以内	1,284	7,097
5年超 7年以内	782	6,501
7年超 10年以内	1,016	20,753
10年超	737	13,903
計	8,388	82,919

## (二) 資金用途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	1,305	10,849
運 転 資 金	7,083	72,070
そ の 他	0	0
計	8,388	82,919

## (ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	166	3,641
特 別 保 証		
災 害	148	3,580
経 営 安 定 関 連	5	125
公 害 防 止	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	941	4,927
カ ー ド ロ ー ン	1,361	4,661
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	7	44
流 動 資 産 担 保 融 資	26	802
事 業 再 生	11	160
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	1	10
小 口	1,593	8,292
設 備	218	3,420
長 期	291	4,813
輸 出	0	0
季 節	2	24
手 形 割 引	1	2
そ の 他	3,616	48,370
計	8,221	79,231
社 債 引 受 保 証	1	48
合 計	8,388	82,919
追 認	0	0
根 保 証	14	344

## (ハ) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		3,949	39,291
支 所	釜 石 支 所	580	6,812
	一 関 支 所	988	8,703
	宮 古 支 所	594	6,573
	大 船 渡 支 所	458	5,338
	二 戸 支 所	797	6,552
	奥 州 支 所	1,022	9,650
	計	4,439	43,628
合 計		8,388	82,919

## ハ 代位弁済

## (イ) 保証承諾年度別代位弁済 (元利)

(単位：千円)

保証承諾年度 \ 区 分	件 数	金 額
平成 29 年 度	9	49,253
28 年 度	28	275,835
27 年 度	38	161,512
26 年 度	30	183,680
25 年 度	19	82,373
24 年 度	32	315,083
23 年 度 以 前	120	1,173,512
計	276	2,241,250

## (ロ) 金融機関別代位弁済 (元利)

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	6,012
地 方 銀 行	145	1,086,976
第 二 地 方 銀 行	60	682,566
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	69	463,934
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	1	1,762
商 工 組 合 中 央 金 庫	0	0
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	276	2,241,250

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含めて記載した。

## (ハ) 保証種類別代位弁済 (元利)

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	32	331,036
特 別 保 証		
災 害	1	6,493
経 営 安 定 関 連	30	241,367
公 害 防 止	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	6	24,247
カ ー ド ロ ー ン	10	14,242
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	1	2,709
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	33	71,116
設 備	7	212,669
長 期	48	509,332
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	108	828,038
計	244	1,910,214
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	276	2,241,250
追 認	17	23,451
根 保 証	0	0

## 二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収 (元金)

(単位：千円)

保証承諾年度 \ 区 分	件 数	金 額
平成 29 年 度	0	0
28 年 度	2	3,022
27 年 度	0	5,073
26 年 度	0	25,613
25 年 度	1	13,998
24 年 度	2	15,002
23 年 度	3	77,703
22 年 度	3	55,033
21 年 度	4	48,786
20 年 度	8	69,511
19 年 度 以 前	35	394,207
計	58	707,948

(ロ) 代位弁済年度別回収 (元金)

(単位：千円)

代位弁済年度 \ 区 分	件 数	金 額
平成 29 年 度	18	136,394
28 年 度	7	104,620
27 年 度	1	54,141
26 年 度	1	32,100
25 年 度	2	29,797
24 年 度	0	12,030
23 年 度	0	20,541
22 年 度 以 前	29	318,324
計	58	707,948

(8) 債権譲受業務の状況

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) 再生ファンド出資業務の状況

(単位：千円)

フ ァ ン ド 名	金 額
組成総額	0
出 資 額	0

## 2. 収支計算書 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	2,889,229,355
保 証 料	2,263,296,020
預 け 金 利 息	1,724,130
有 価 証 券 利 息 配 当 金	363,075,008
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,055,084
損 害 金	11,193,311
事 務 補 助 金	71,638,632
責 任 共 有 負 担 金	158,061,000
雑 収 入	19,186,170
経 常 支 出	2,050,566,865
業 務 費	888,994,342
役 職 員 給 与	393,814,338
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	36,028,933
そ の 他 人 件 費	106,459,604
旅 費	9,760,889
事 務 費	145,516,169
賃 借 料	65,553,274
動 産 ・ 不 動 産 償 却	25,242,639
信 用 調 査 費	2,726,044
債 権 管 理 費	51,350,008
指 導 普 及 費	40,826,084
負 担 金	11,716,360
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,142,342,223
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	4,776,700
雑 支 出	14,453,600
経 常 収 支 差 額	838,662,490

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 外 収 入	3,783,101,488
償 却 求 償 権 回 収 金	116,724,393
責 任 準 備 金 戻 入	1,545,502,976
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	178,115,026
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,942,759,093
保 險 金	1,807,117,842
損 失 補 償 補 て ん 金	135,641,251
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	3,804,763,662
求 償 権 償 却	2,272,593,452
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	19,582,699
退 職 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,431,037,843
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	71,702,983
そ の 他 支 出	9,846,685
経 常 外 収 支 差 額	△ 21,662,174
制度改革促進基金取崩額	116,343,390
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	933,343,706
収支差額変動準備金繰入額	466,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	467,343,706

### 3. 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	21,520,982,248
現 金	0	基 金	9,507,430,695
小 切 手	0	基 金 準 備 金	12,013,551,553
預 け 金	4,673,072,409	制度改革促進基金	125,854,073
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	6,676,000,000
普 通 預 金	2,898,252,620	責 任 準 備 金	1,431,037,843
通 知 預 金	0	求償権償却準備金	71,702,983
定 期 預 金	1,772,177,227	退職給与引当金	563,357,982
郵 便 貯 金	2,642,562	損 失 補 償 金	782,074,403
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	237,528,417,081
有 価 証 券	29,828,094,900	求償権補てん金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	21,327,684,900	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	8,498,410,000	借 入 金	2,473,000,000
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	2,473,000,000
動産・不動産	836,467,617	雑 勘 定	3,422,744,569
事 業 用 不 動 産	790,918,414	仮 受 金	39,075,344
事 業 用 動 産	45,549,203	保 険 納 付 金	71,309,159
所 有 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,165,660
損失補償金見返	782,074,403	未 経 過 保 証 料	3,302,845,549
保証債務見返	237,528,417,081	未 払 保 険 料	1,248,027
求 償 権	268,752,775	未 払 費 用	4,100,830
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	678,291,997		
仮 払 金	44,909,186		
保 証 金	20,000		
厚 生 基 金	25,308,865		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	60,902,513		
未 経 過 保 険 料	547,151,433		
合 計	274,595,171,182	合 計	274,595,171,182

## 4. 財産目録 (平成30年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	1,431,037,843
預 け 金	4,673,072,409	求 償 権 償 却 準 備 金	71,702,983
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	563,357,982
有 価 証 券	29,828,094,900	損 失 補 償 金	782,074,403
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	237,528,417,081
動 産 ・ 不 動 産	836,467,617	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	782,074,403	借 入 金	2,473,000,000
保 証 債 務 見 返	237,528,417,081	雑 勘 定	3,422,744,569
求 償 権	268,752,775		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	678,291,997		
合 計	274,595,171,182	合 計	246,272,334,861
		正 味 財 産	28,322,836,321